

10. その他証明書により認定が受けられるのは

ハローワークが指定した「認定日」に来所できなかった場合、その理由が次の(1)から(3)であるときは、理由を証明した証明書によって「失業の認定」を受けることができます。(「証明認定」)

- (1) 引き続いて14日以内の病気またはけがをしたとき。
(傷病証明書)
- (2) ハローワークの紹介に応じて求人者に面接したとき。
(面接証明書)
- (3) 天災その他避けることのできない理由によって、来所できなかったとき。
(各種証明書)

* 各種証明書の様式は56ページ以降にあります。

◇ 来所する日

来所できない理由がやんだ後の最初の認定日

◇ 認定される期間

「前回認定日」から「来所した認定日」の前日まで

II 再就職した場合について

1. 就職したときの手続きは

1. 就職(パートタイマー、アルバイト、派遣就業、試用期間、研修期間等も含みます。)したとき、または事業を開始(準備期間も含みます。3ページ参照)したときは、速やかにハローワークに連絡してください。

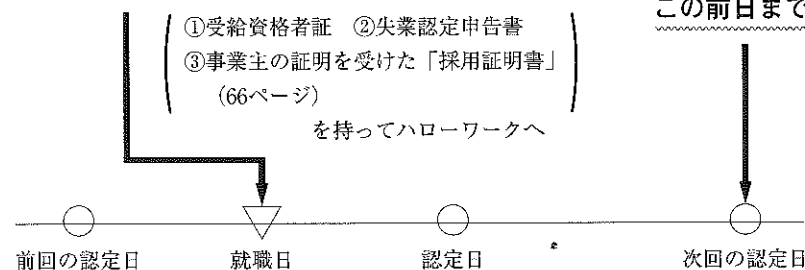
(1) 就職日(事業開始準備に専念する場合を含む)の前日までの失業の認定を受ける

原則就職日の前日に、それが不可能な場合は「就職日以降に指定されている認定日」の「次の認定日」の前日までに、あなた自身がハローワークに来所してください。

(ただし、再就職手当・常用就職支度手当の申請をされる場合には、就職日の翌日から1か月以内に、ハローワークでお渡しする支給申請書に、事業主から証明を受け、提出して頂く必要がありますのでご注意ください。)

原則、この前日に

不可能な場合はこの前日までに



※ 再就職手当・常用就職支度手当の申請は、就職日の翌日から1か月以内です!

(2) 就業促進手当の申請をする

就職したときの手当として、「就業手当」「再就職手当」「常用就職支度手当」があります。

☆ それぞれの手当には一定の支給要件があり、申請期限までに必要書類を提出していただく必要があります。

詳しくはそれぞれの項目をご覧ください。